

マリンタウントイレ災害復旧工事

図 番	図面名称	縮 尺	図 番	図面名称	縮 尺	図 番	図面名称	縮 尺
A-00	表 題	A2-1/10						
A-01	建築改修工事仕様書-1	A2-1/100	A-11	展開図－ 1 （既存参考図）	A2-1/50	M-01	機械設備工事仕様書-1	A2-1/100
A-02	建築改修工事仕様書-2	A2-1/100	A-12	展開図－ 2 （既存参考図）	A2-1/50	M-02	機械設備工事仕様書-2	A2-1/100
A-03	建築改修工事仕様書-3	A2-1/100	A-13	建具符号表	A2-1/50	M-03	機械設備工事仕様書-3	A2-1/100
A-04	建築改修工事仕様書-4	A2-1/100	A-14	建具リスト	A2-1/50	M-04	既存配管 改修図-1	A2-1/300
A-05	配置図－ 1	A2-1/500	A-15	基礎伏図	A2-1/50	M-05	既存配管 改修図-2	A2-1/50
A-06	配置図－ 2	A2-1/100				M-06	機器リスト（既存参考図）	A2-1/100
A-07	平面図	A2-1/50						
A-08	立面図（既存参考図）	A2-1/100						
A-09	仕上表	A2-1/100						
A-10	矩計図（既存参考図）	A2-1/30						

最終改訂 令和7年4月1日

建築改修工事仕様書

I 工事概要

1 工事名

マリンタウントイレ災害復旧工事（建築工事）

2 工事場所

輪島市 マリンタウン 地内

3 工事種目

マリンタウントイレ 木造平屋建て 62.10㎡

別途工事

4 完成期日

令和 年 月 日（概成工期 令和 年 月 日）
（余裕期間制度試行工事適用の場合は、上記を完成日の期限とする。）
（積算工期：〇〇か月）

5 別契約

関連工事

・ 屋外付帯工事

・ 電気設備工事

・ 暖房設備工事

・ 換気設備工事

・ 昇降機設備工事

・ 浄化槽設備工事

・ 植栽工事

・ 機械設備工事

・ 冷房設備工事

・ 空調設備工事

・ 電話設備工事

II 建築工事仕様

1 共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「改修仕様」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「仕様」という。）による。

2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（ 〃 ）図、機械設備工事の工事仕様書は（ 〃 ）図による。

2 特記仕様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と○印の付いた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（ 〃 ）内表示番号は、「仕様」の該当項目、当該図又は当該表を示す。

4）（別図 〃 ）は、「仕様」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。

5）特記事項に記載の（ 〃 ）内表示番号は「改修仕様」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

6）[G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

7）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（ ）内は製品名を示す。

8）斜線で消去した章は適用しない。

1章 一般共通事項

項目

特記事項

① 適用基準等

設計図書他に、下記の図書の該当事項を適用する。
・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新年版）
・建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新年通知）のうち第3章
○営繕工事写真撮影要領（最新年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
○営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部最新年度版）
・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新年版）
・屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修 最新年版）
・鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修）
・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修）
・鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修）
・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（施設整備の手引き）
・石川県公共事業景観形成ガイドライン

② 工事実績情報の登録

※登録する（但し工事請負代金額500万円以上の工事。）

③ 発生材の処理

1）産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分する。
また、処分に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

2）発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。
イ）引渡しを要するもの及び引渡し場所 ・引渡しを要するもの ・引渡し場所
ロ）特別管理産業廃棄物の有無 ・有 ○無
ハ）特別管理産業廃棄物の処理方法 ※図面 番 図参照

3）発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは下記による。
・現場で再利用を図るもの ・
・再資源化を図るもの ・

4）せっこうボードの処理（有害物質非含有のものに限る）
・最終処分 ・再資源化

5）PCB含有シーリング材分析調査 ・する ※しない

6）建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無
・有 ・無

4 電気保安技術者

※ 適用する

⑤ 施工条件

○ 近隣に公園、仮設住宅等が存在する 利用者及び住人の安全に配慮すること。

6 施工調査

施工数量調査
調査範囲
調査方法
調査破壊部分の補修方法

⑦ 建築材料等

1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとす。
①「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等品質性能評価事業建築材料評価名簿（最新年版）」（（社）公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承認を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。
②JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ）からヘ）の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等以上を使用する場合は、監督員の承認を受ける者とする。
イ）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
ロ）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
ハ）安定的な供給が可能であること。
ニ）法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。
ホ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
ヘ）販売保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合はこの限りではない。

2）請負契約約款第6条の2第7項に基づき調達する石川県の工事材料については、「使用材料確認図」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。

3）請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。
※杭 ・型枠類 ・防水材料 ・石材 ・木材 但し、杭以外のJIS規格品は除く。

4）請負契約約款第14条第1項に定める監督員等の立会いのうえ調査等をし使用すべき工事材料は次のものとする。
※高強度コンクリート試し練り

5）請負契約約款第14条第3項に定める見本は次のものとする。
・金属製品 ・合成樹脂製品 ・木製建具 ・塗装
・家具及び家具の金物 ・畳 ・内外装材料 ・屋根材料
なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。

6）本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」（厚生労働省労働基準局長通達平成18年8月）参照）。安全データシート（SDS）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。

⑧ 特別な材料の工法

「仕様」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

⑨ 技能士等

※ 技能士

適用工事種別

技能検定作業

仮設工事

・とび作業

鉄筋工事

・鉄筋組立て作業

コンクリート工事

・型枠作業 ・コンクリート圧送工事作業

鉄骨工事

・構造物鉄工作業 ・とび作業

ブロック・ALCバル工

・コンクリートブロック工事作業 ・エーエルシーパネル工事作業

防水工事

・アスファルト防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業
・改質アスファルトシートトーチ防水工事作業
・セメント系防水工事作業 ・FRP防水工事作業
・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム塗膜防水工事作業
・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業

石工事

・石材加工作業 ・石張り作業 ・石積み作業

タイル工事

○タイル張り作業

木工事

・大工工事作業

屋根及びとい工事

・内外装板金作業 ・かわらぶき作業

金属工事

・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業

左官工事

・左官作業

建具工事

・ビル用サッシ施工作業 ・自動ドア施工作業 ・ガラス工事作業

カーテンウォール工事

・金属製カーナル工事作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業

塗装工事

・建築塗装作業

内装工事

・プラスチック系床仕上げ工事作業
・カーペット系床仕上げ工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業
・ボード仕上げ工事作業 ・壁装作業

排水工事

・建築配管作業

植栽工事

○造園工事作業

・「石川の伝統的建造技術を伝える会」のうち、金沢城公園整備工事従事者の認定を受けた者。

⑩ 完成図等

※作成する
工事完成図は、A3版製本（※1部 ・2部 ・部）を提出する。
[1.9.1]~[表1.9.1]
屋外付帯工事実測図 ※提出しない ・提出する（1部）
保全に関する資料 ・提出しない ・提出する（1部）
保全に関する資料のうち「建築物の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（（一財）建築保全センター）に建築物の構造、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。
なお別契約の設備工事等がある場合は、連携の上で作成する。

⑪ 工事写真等の記録

1）工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第1章29電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。
各区分の写真は、A4版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。
区分 分類 大きさ 撮影枚数 部数
着工前 ※カラー ・ ※100×148程度 ※ 景以上 ※ 1部
工事中 ※カラー ・ ※85×115程度 「営繕工事写真撮影要領」による ※ 1部
完成時 ※カラー ・ ※100×148程度 ※ 景以上 ※ 1部

2）完成写真の撮影 ・専門業者の撮影（撮影者を明記） ・専門業者以外の撮影

3）原版の使用権を次の者に移譲すること。 ※発注者 ・設計者
移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。
撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。

4）中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

⑫ 責任施工

⑬ 工事報告書

工事の進捗度表、作業員の出席報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を毎月月末毎に提出する。

⑭ 設備工事との取合い

1）設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。

2）設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所等は、下記による。
位置ノ大さき 100mm 125mm 150mm 175mm 200mm
補強筋箇所数 梁 壁 床
鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。
軽鉄地下で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ）天井部分 箇所 ロ）壁部分 箇所
他工事との取合い 建築工事 電気工事 機械工事 備考
機器の基礎、換気扇取付用枠 〇
梁、床、壁貫通部の補強 〇
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠 〇
外気取付ガラリ、床下水槽マンホール蓋 〇 ガラリは、立面図に図示
ステンレス流し台等 〇 排水トラップ共
換気フード、レンジフードファン 〇 建築図に図示
取付枠（鋼製）とも
天井、壁、床、点検口、プロパンボンベ庫 〇
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水 〇
小機器仕切板（陶器製）、タオル掛（下地共） 〇
洗面所、手洗所等の鏡 〇 特殊なものは、建築工事
ボイラーの煙突 〇 銅板製は、機械設備工事
実験台に付属する設備機器 〇
実験台の配管等の接続 〇
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強 〇
埋込み分電盤、端子盤等の型枠 〇
天井、壁ボード類の下地補強 〇 墨出し、ボード類切り込みは、設備工事
簡易間仕切り（内装パネル）内の位置ボックス及び配管の取付 〇
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎、防油堤 〇
屋上に設置するテレビアンテナ・避雷針等の設備基礎 〇 屋根伏図に図示
配線ビッド及び蓋 〇
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート 〇
身体障害者用の手すり 〇
洗濯機用防水パン及びトラップ 〇
FF暖房機・クーラー等の配管用スリーブ 〇
電話・テレビ等の配線用スリーブ 〇
クーラー取付ボルト用インサート 〇 建築図に図示
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具 ・手すり・鏡・照明） 〇 配管接続以降は設備工事
ユニットバス用換気扇 〇
消火器 〇 公共住宅に適用
防火扉、電動G、電動ルーバー、1次側配線 〇 機器は建築工事
防火設備の閉鎖制御機器、感知器 2次側配線 〇
地下タンク室 〇

⑮ 設計GL

※図示 ・設計GL＝現状GL
・地区の区分に応じた風速（V（m/sec）） 30（県内全域）
・地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ
・多雪地域の指定 垂直積雪量

⑯ 工事現場の掲示板

工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例）
90cm
工事名
工期 自 年 月 日 至 年 月 日
発注者 石川県土木部営繕課
（監修）
設計
監理
施工 建築（業者名を記入する）
電気（業者名を記入する）
給排水（業者名を記入する）
暖房（業者名を記入する）
この工事は、週休2日に取り組んでいます
（注意事項）
①（監修）内は、監修を委託した場合。
②業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。
③工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。

⑰ 施工の検査等

監督員等の検査を受ける工種は次のものとする。
※根切り掘削完了時 ※主要構造部の配筋 ・型枠の組立て
その他監督員が指示するもの

⑱ 施工の立会い等

請負契約約款第14条第2項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。
※杭打ち ・コンクリートスランプ確認及び打込み ・屋外タイル圧着試験
その他監督員等の指示するもの

20 中間検査

中間検査の実施
実施時期 ※有 ・無
※躯体工事完了時 ・

⑳ 公共事業労務調査等に対する協力

・受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
2）調査票等を提出した事業所が発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
4）対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。

㉑ 保 険

工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。
※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く）
加入期間 引渡しまで（引き渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）

㉒ 室内空気汚染対策

室内空気汚染対策の実施 ※実施する ・実施しない [1.7.9]
1）測定の有無等
測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。
イ）測定の有無 ※有 ・無
ロ）測定対象室
測定は原則として、内装仕上げ材料の仕様が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ実施する。
内装改修等を行った居室について測定を行う。
ハ）1室当たりの測定箇所数
室の床面積 A（㎡） A≤50 50<A≤200 200<A≤500 500<A
測定箇所数 1 2 3 4
全ての測定箇所において、二）の測定対象化学物質全ての濃度を同時に測定する。
二）測定対象化学物質及び測定方法
測定対象化学物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びブチレンとし、同時に測定する。測定方法は、バッシュ型採取機器を用い、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知（平成24年4月5日国営整第4号）「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」により行う。
ホ）測定時期
測定は下記の時期に行うものとする。
①測定対象化学物質が、関連工事による測定対象室への流入や急激な拡散がほぼなくなり、引き渡し後の室内空気環境と同程度になった時期。
②別途工事又は家具の設置等が行われる前。
③内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
④中央式空調調和設備のよりに換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。
ヘ）測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合の措置
測定結果が厚生省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。
ト）その他、採取、測定及び分析の方法は、上記二）の国土交通省通知によるほか、監督員の指示による。

2）施工中・施工後の通風、換気
接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に散放した溶剤成分等の希釈を図るものとする。
3）引き渡し時
室内空気中に化学物質を放散するおそれのある建築材料等の使用状況の一覧表を提出する。
4）揮発性有機化合物を放散させる建築材料等本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のイ）からホ）の事項を満たすものとする。
イ）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ロ）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びブチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ハ）接着剤は、フル酸ジエーテル及びブタ酸ジエーテルエテルキシンを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ニ）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ホ）上記のイ）、ハ）、ニ）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
※「規制対象」のもの
①JIS又はJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品
ア）非ホルムアルデヒド系接着剤使用
イ）接着剤不使用
ウ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料を使用
エ）ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
オ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
カ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
・「第三種」のもの
①JIS又はJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
③IBJISのE0規格品

設計
輪島市 建設部 まちづくり推進課

工事名
図面名
図面番号

マリンタウントイレ災害復旧工事
建築改修工事仕様書-1
A-01

4	浮き部改修工法	モルタルを撤去しない場合				[4. 1. 4] [4. 3. 5] [4. 3. 11～16] [表4. 3. 5～6]				④見本の製作等 ・ 建具見本の製作 (建具番号) ・ 特殊な建具の仮組 (建具番号) ⑤建具回り等の充填モルタル 防水剤 (モルタルに混入する防水剤の品質)	[5. 1. 5]				14	軽量シャッター	※手動式 ・ 上部電動式 (手動併用)				[5. 12. 2] [表5. 12. 1]				4	ビニルシート張り [G]	材料				[6. 8. 2]			
		改修工法の種類				7カービンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)			充填量 又は注入量 (ml/箇所)						種 類		JISの記号		色 柄		厚さ・高さ (mm)											
		・ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法				※16 ・		※25 ・					※25 ・								※発泡層のないもの		※F S ・				※無地 ・ マーブル柄		※2. 0 ・ 2. 5					
		・ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法				※13 ・		※20 ・			※12 ・		※20 ・								・ 発泡層のあるもの		・ H S				※柄物 ・ 無地		・					
		・ アンカーピンニング全面 ※ウレタン系樹脂注入工法				※13 ・		※20 ・			※12 ・		※20 ・				※50 ・				・		・				・		・					
		・ 注入口付7カービンの部分 エポキシ樹脂注入工法				※9 ・		※16 ・					※25 ・								・		・				・		※60 ・					
		・ 注入口付7カービンの全面 エポキシ樹脂注入工法				※9 ・		※16 ・			※9 ・		※16 ・				※25 ・										・		・		・			
		・ 注入口付7カービンの全面 ※ウレタン系樹脂注入工法				※9 ・		※16 ・			※9 ・		※16 ・				※50 ・										・		・		・			
		アンカーピン 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの																			[4. 3. 5]													
		注入口付アンカーピン 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm																			[4. 3. 5]													
4章－4 タイル張り仕上げ外壁改修工事																																		
項 目 特 記 事 項																																		
1	既存タイル張りの撤去	・ 外壁タイル張り全面 ・ 図示の範囲 撤去範囲 ※下地モルタルまで ・ 張付けモルタルまで																																
2	ひび割れ部改修工法	改修箇所 ※既存タイル張り面 ・ 既存タイル撤去面 (・ コンクリート面 ・ モルタル面) ※樹脂注入工法 [4. 1. 4] [4. 2. 5] [4. 4. 5～6] 注入工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入口間隔 (mm) 注入量 (ml/m) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0. 2以上～1. 0以下 ※200～300 ※ ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0. 2以上～0. 3以下 ※50～100 ※40 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0. 3超え～0. 5以下 ※100～200 ※70 ・ 樹脂注入工法 0. 5超え～1. 0以下 ※150～250 ※130 注入材料 [4. 4. 5] ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜取り) ※行わない [4. 2. 5] ・ 行う (抜取り部の補修方法 :) ・ Uカットシール材充填工法 (既存タイル張り撤去面) [4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 6] 充填材料 種 別 備 考 ・ シーリング材 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない ・ 行う ・ 可とう性エポキシ樹脂 4. 2. 4による ・																																
3	欠損部改修工法	・ タイル部分張替え工法 張付け材料 ※ポリマーセメントモルタル ・ 接着剤 (JIS A 5557Iに基づく一液反応硬化形の変成シリコン樹脂系) ・ タイル張替え工法 張付け材料 ・ 張付けモルタル (・ 現場調合 ・ 既調合) ・ 接着剤 (JIS A 5557Iに基づく一液反応硬化形の変成シリコン樹脂系)																																
4	浮き部改修工法	タイルを撤去しない場合 [4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 9～15] [表4. 3. 5～6] 改修工法の種類 7カービンの本数 (本/m ²) 注入口の箇所数 (箇所/m ²) 充填量 又は注入量 (ml/箇所) 一般部 指定部 一般部 指定部 ・ アンカーピンニング部分 ※16 ※25 ※25 ・ エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※20 ・ エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※20 ※50 ・ ※ウレタン系樹脂注入工法 ・ ・ ・ 注入口付7カービンの部分 エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※25 ・ エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ 注入口付7カービンの全面 エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25 ・ エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ 注入口付7カービンの全面 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50 ・ エポキシ樹脂注入工法 ・ ・																																

4) 防蟻・防蟻処理
防蟻処理 ・薬剤加圧注入 ・薬剤塗布（適用範囲）
防蟻処理 ・薬剤加圧注入 ・薬剤塗布（適用範囲）
防蟻・防蟻剤は、クワロピリホス等含まない非有害リン系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
防蟻・防蟻処理の方法
現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

5) 防虫処理
ラワン材を使用する場合は、「製材の日本農林規格」による保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。

6) 県産材使用証明 [G]
木材及び合板等は、品質や出荷量を記録した出荷証明書を出す。
また、設計図書において、県産材の使用が明記されている場合は、工事受注者（資材の発注者）は、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する「県産材産地及び合法木材証明書」及び「納品書」（合法木材団体認定番号及び産地名が（石川県産）と明記されたもの）を監督員に提出するものとする。

13 軽量鉄骨天井下地

1) 形式及び寸法 ダブル野縁 ・ mm
ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を1.2.2〔施工計画書〕による品質計画で定める。

2) 工法
引抜き試験 ・適用する ・適用しない
屋外の場合の試験
荷重 ・400N
箇所数 ・当該階において3箇所程度 ・図示
天井下地材における耐震性を考慮した補強 ・行う 補強箇所 ※ 図示 ・ 補強方法 ※ 図示 ・

14 軽量鉄骨壁下地

1) 形式及び寸法
スタッド、ランナーの種類 ・50形 ・65形 ・90形 ・100形
※スタッドの高さによる区分に応じた種類

15 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

種 類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板 [G]	HW	・15 ・20 ・25
・普通木毛セメント板 [G]	NW	・15 ・20 ・25
・シィティフイバボード [G]	MDF	・
・パーティクルボード [G]	・	・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2（無石綿）
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ（※9 ・12 ・） ・凹凸タイプ（※12 ・15 ・19 ・）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）	※フラットタイプ9（（個）不燃） ・凹凸タイプ（※12 ・15）（（個）不燃）	
・せっこうボード	GB-R	12.5（不燃） （テーパーエッジボード施工箇所は図示）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（（個）不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	※12.5（不燃）・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5（不燃）幅400mm程度 模様（※柱目・板目）専用下地材付き
・メラミン樹脂化粧板	JIS K6903による	厚さ1.2
・難燃合板 [G]		

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する ・適用しない

施 工
素地ごしらえ

下地の種類	素地ごしらえの種類
モルタル及びプラスター面	・A種 ※B種
せっこうボード面	・A種 ※B種

17 モルタル塗り

既製目地材 ※適用しない ・適用する

7章 塗 装 改 修 工 事

項 目	特 記 事 項																					
1 材料	屋内の壁・天井仕上げ材は、防火材料とする。																					
2 下地調整	既存塗膜の除去範囲（塗替えて「改修標準」表7.2.1～表7.2.7のR種の場合） ・ ※劣化部分 下地調整 <table><tr><th>下 地 の 種 類</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>木部</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>垂鉛めっき鋼面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>モルタル及びプラスター面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート面等</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>せっこうボード及びその他のボード面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr></table> 既存モルタル下地等のひび割れ部の補修 ・行う（補修範囲及び補修方法は図示） ※行わない	下 地 の 種 類	種 別	施工箇所	木部	・RA種 ※RB種 ・RC種		鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種		垂鉛めっき鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種		モルタル及びプラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種		コンクリート面等	・RA種 ※RB種 ・RC種		せっこうボード及びその他のボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
下 地 の 種 類	種 別	施工箇所																				
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
垂鉛めっき鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
モルタル及びプラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
コンクリート面等	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
せっこうボード及びその他のボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種																					
3 素地ごしらえ	素地ごしらえ <table><tr><th>下 地 の 種 類</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>木部</td><td>・A種 ・B種</td><td></td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・A種 ・B種 ※C種</td><td></td></tr><tr><td>垂鉛めっき鋼面</td><td>・A種 ・B種</td><td></td></tr><tr><td>モルタル及びプラスター面</td><td>・A種 ※B種</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート面等</td><td>・A種 ※B種</td><td></td></tr><tr><td>せっこうボード及びその他のボード面</td><td>・A種 ・B種</td><td></td></tr></table>	下 地 の 種 類	種 別	施工箇所	木部	・A種 ・B種		鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種		垂鉛めっき鋼面	・A種 ・B種		モルタル及びプラスター面	・A種 ※B種		コンクリート面等	・A種 ※B種		せっこうボード及びその他のボード面	・A種 ・B種	
下 地 の 種 類	種 別	施工箇所																				
木部	・A種 ・B種																					
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種																					
垂鉛めっき鋼面	・A種 ・B種																					
モルタル及びプラスター面	・A種 ※B種																					
コンクリート面等	・A種 ※B種																					
せっこうボード及びその他のボード面	・A種 ・B種																					
4 錆止め塗料塗り	SOPまたはEP-Gの場合 <table><tr><th>下地の種類</th><th>塗替えの種類</th><th>新規塗りの種類</th></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・A種 ・B種 ※C種</td><td>見え掛り ※A種 ・B種 見え隠れ ・A種 ※B種</td></tr><tr><td>垂鉛めっき面</td><td>・A種 ・B種 ※C種</td><td>鋼製建具等 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種</td></tr></table> D.P.の場合 <table><tr><th>下地の種類</th><th>塗替えの種類</th><th>新規塗りの種類</th></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・A種 ・B種 ・C種</td><td>※A種 ・B種 ・C種</td></tr><tr><td>垂鉛めっき面</td><td>・A種 ・B種 ※C種</td><td>表7.4.6による</td></tr></table>	下地の種類	塗替えの種類	新規塗りの種類	鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種	見え掛り ※A種 ・B種 見え隠れ ・A種 ※B種	垂鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	鋼製建具等 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種	下地の種類	塗替えの種類	新規塗りの種類	鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種 ・B種 ・C種	垂鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	表7.4.6による			
下地の種類	塗替えの種類	新規塗りの種類																				
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種	見え掛り ※A種 ・B種 見え隠れ ・A種 ※B種																				
垂鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	鋼製建具等 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種																				
下地の種類	塗替えの種類	新規塗りの種類																				
鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種 ・B種 ・C種																				
垂鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	表7.4.6による																				

2 石綿含有吹付け材の除去

除去工法
・改修標準仕9.1.3（2）(7)による工法

3 石綿含有保温材等の除去

除去工法
※手ばらし ・切断又は破砕

4 石綿含有成形板等の除去

養生 ・不要 ・要（方法： ）

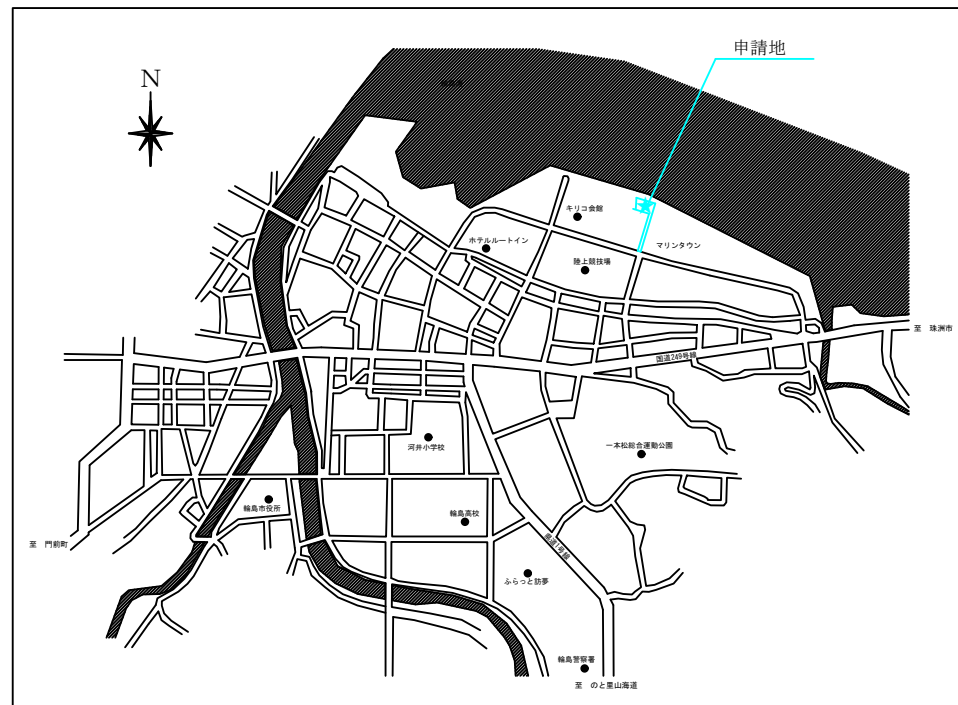
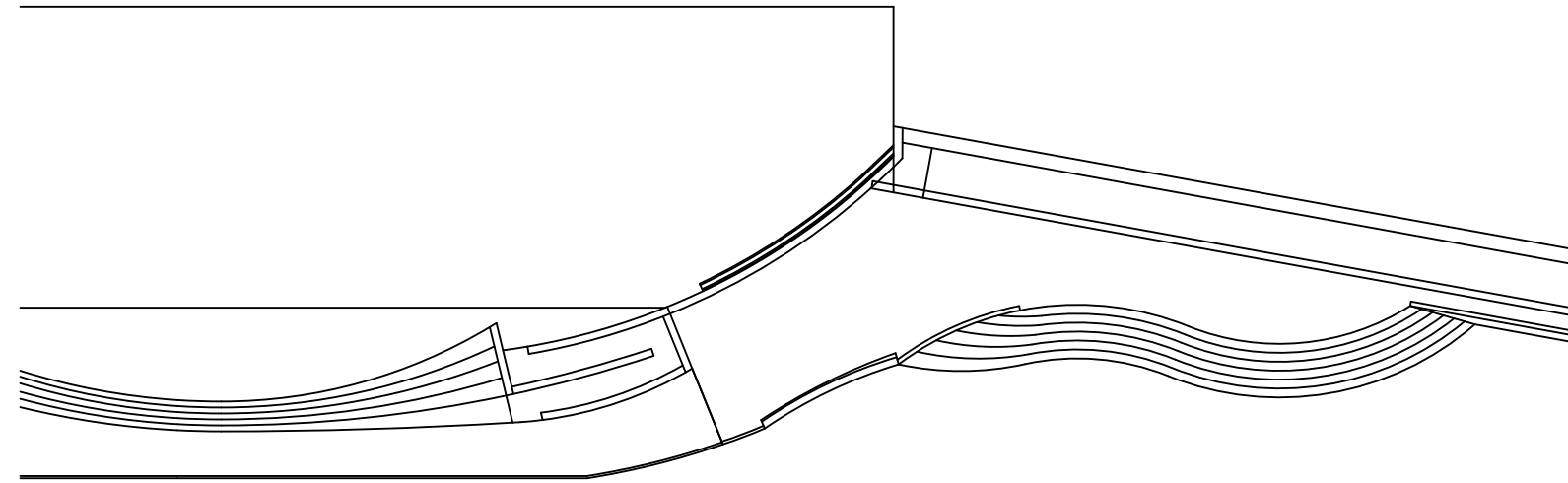
5 石綿含有仕上塗材の除去

除去工法
・高圧水洗工法（ ）
・剥離剤を用いる工法（ ）
・電気グラインダー等を用いる工法（ ）
・その他（ ）

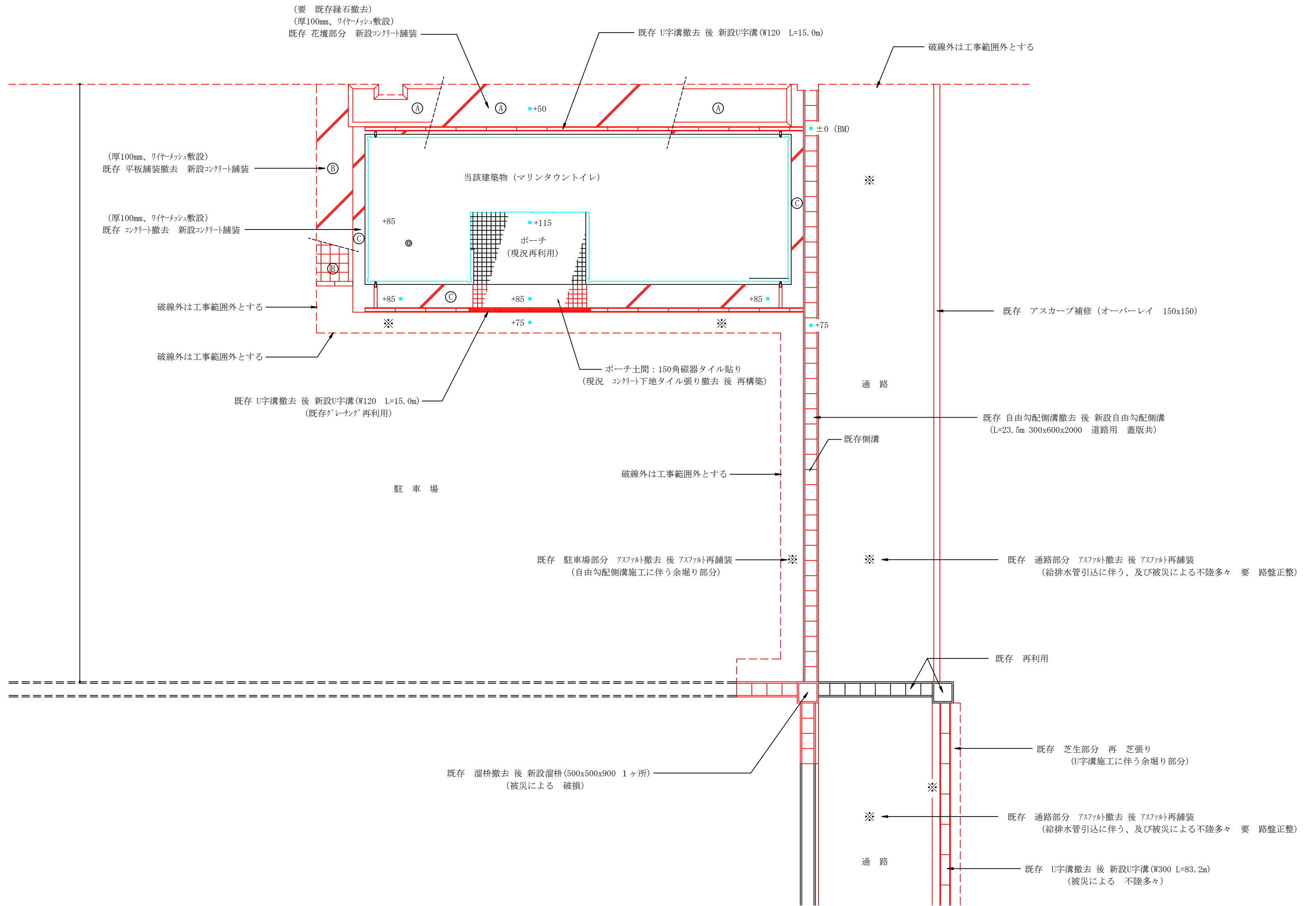
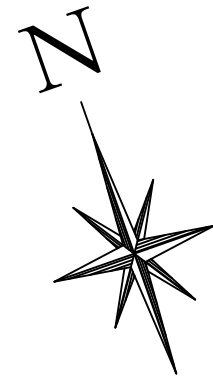
6 石綿含有建材材の処分

・安定型

種 類	受入施設の名称等	所在地
・石綿含有成形板等		

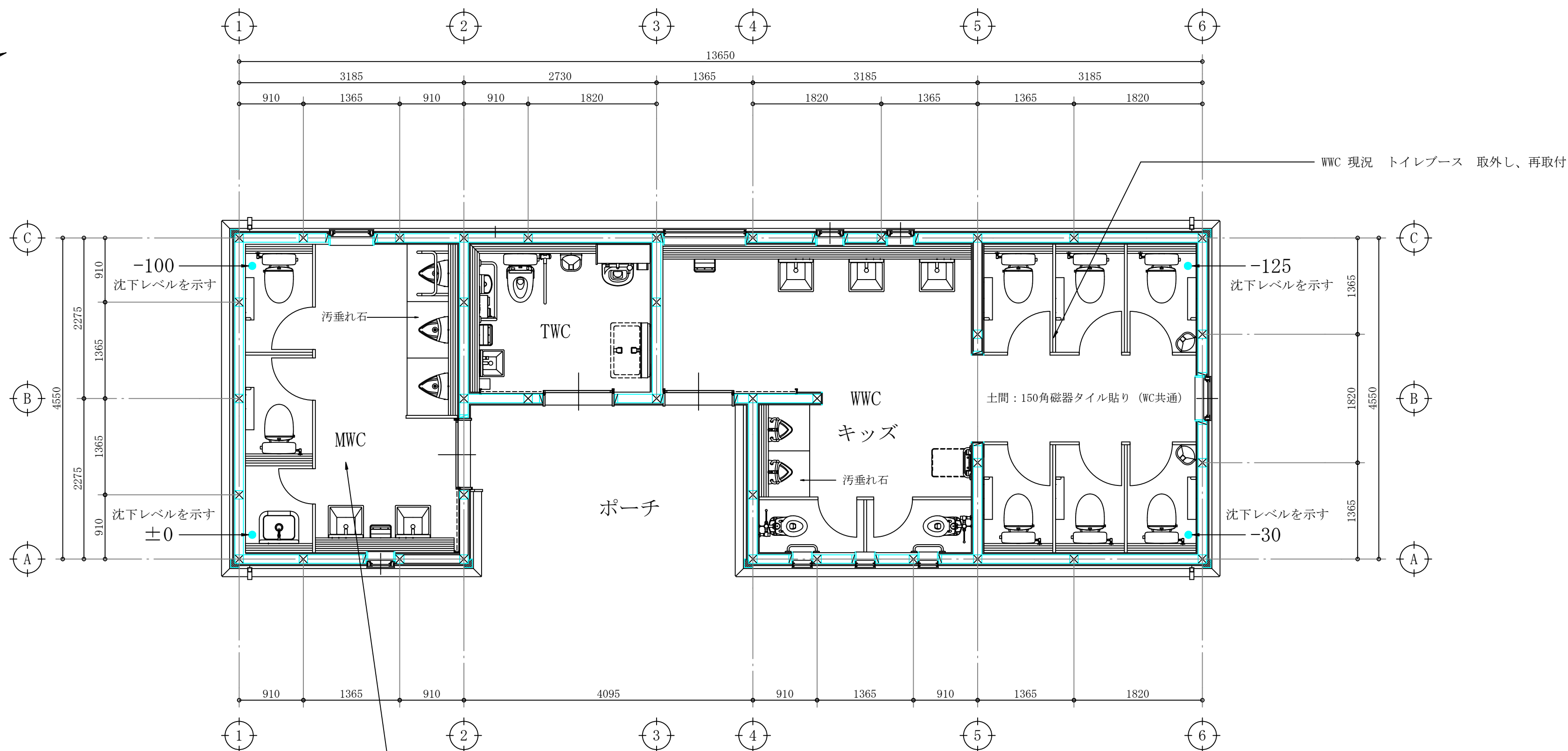
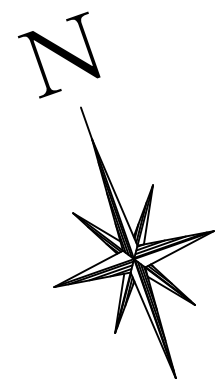


記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No.
	マリンタウントイレ災害復旧工事	配置図-1	A2-1/500	2026-03					A / 05



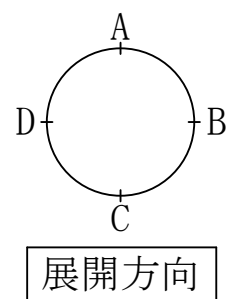
- 特記事項
- 現況 及び 計画高さを示す

記事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No.
	マリントウントイレ災害復旧工事	配置図-2	A2-1/100	2026-03					A / 06

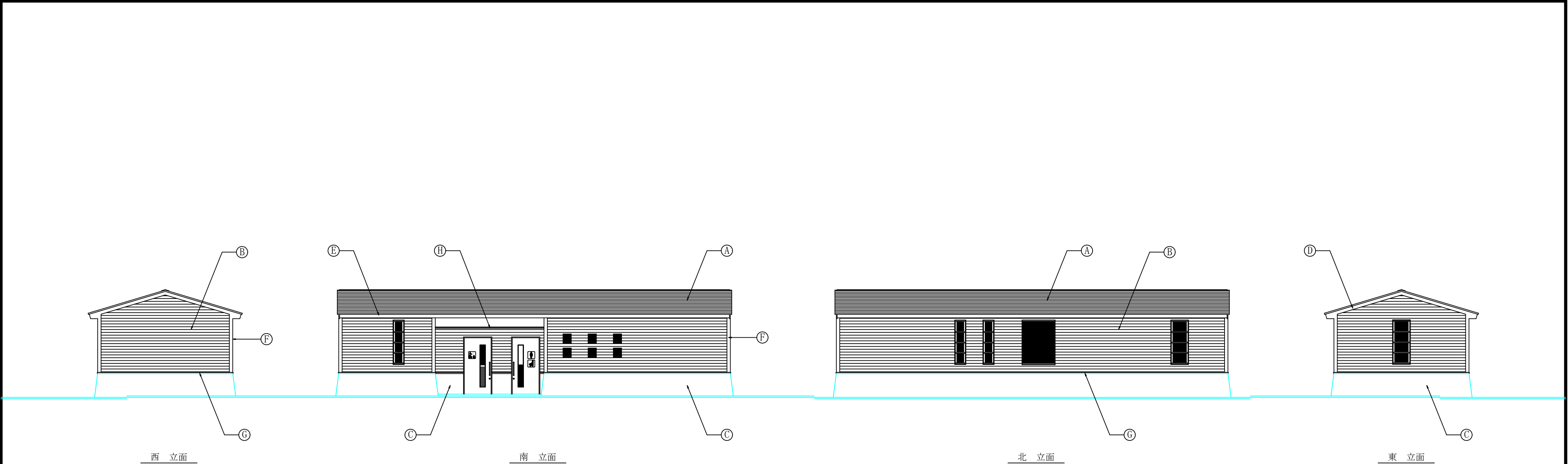


1階 平面図 (62.10㎡)

MWC 現況 土間コンクリート 厚190(150+40)砕り、撤去 配管改修後 再構築
現況 トイレブース 取外し、再取付



記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 07
	マリンタウントイレ災害復旧工事	平面図	A2-1/50	2026-03					



符号	外部仕上（同等品可）	符号	外部仕上
Ⓐ	屋根：耐摩GL0.4mm横葺き（SLルーフ1型、働き巾190mm）	Ⓓ	破風板：30x120（能登ヒバ）
	ゴムアスファルトルーフィング（ 21.5kg 1.0mm ）	Ⓔ	鼻隠し：30x150（能登ヒバ）
	杉野地板12mm＋シーリングボード12mm張り	Ⓕ	定規柱：120x120（能登ヒバ）
		Ⓖ	土台水切り：木下地 天端 耐摩GL0.4mm曲げ加工
Ⓑ	外壁：能登ヒバ 小巾板 15mm ドイツ下見張り（働き巾 100mm程度 目透し）	Ⓗ	壁 見切り：木下地 天端 耐摩GL0.4mm曲げ加工
	透湿シート＋木胴縁		
Ⓒ	腰 ：コンクリート打ち放し仕上	Ⓙ	小屋裏換気口（NASTA KS-8820SH-MLG 防虫網付 VU100 L=200共）4ヶ所取付
※ 特記無き木部はWP（キシラデコール）2回塗りとする。			

□ 外部 復旧 仕上表

該当箇所	
外部 犬走り	○ 現況：コンクリート鋳押え、平板舗装ヶ所、花壇部分等 ● 修復：既存部分を撤去 後 新たにコンクリート金鋳押え（厚100mm、ワイヤーメッシュ 6φ150角挿入） ポーチ部分は一部既存タイル貼り等撤去 後 新たに150角磁器タイル貼り
外部 巾木	○ 現況：コンクリート打ち放し
外部 外壁	○ 現況：小巾板15mmドイツ下見張り（働き巾100mm 目透かし）WP
外部 屋根	○ 現況：耐摩GL0.4mm横葺き SLルーフ 1 型、働き巾190mm

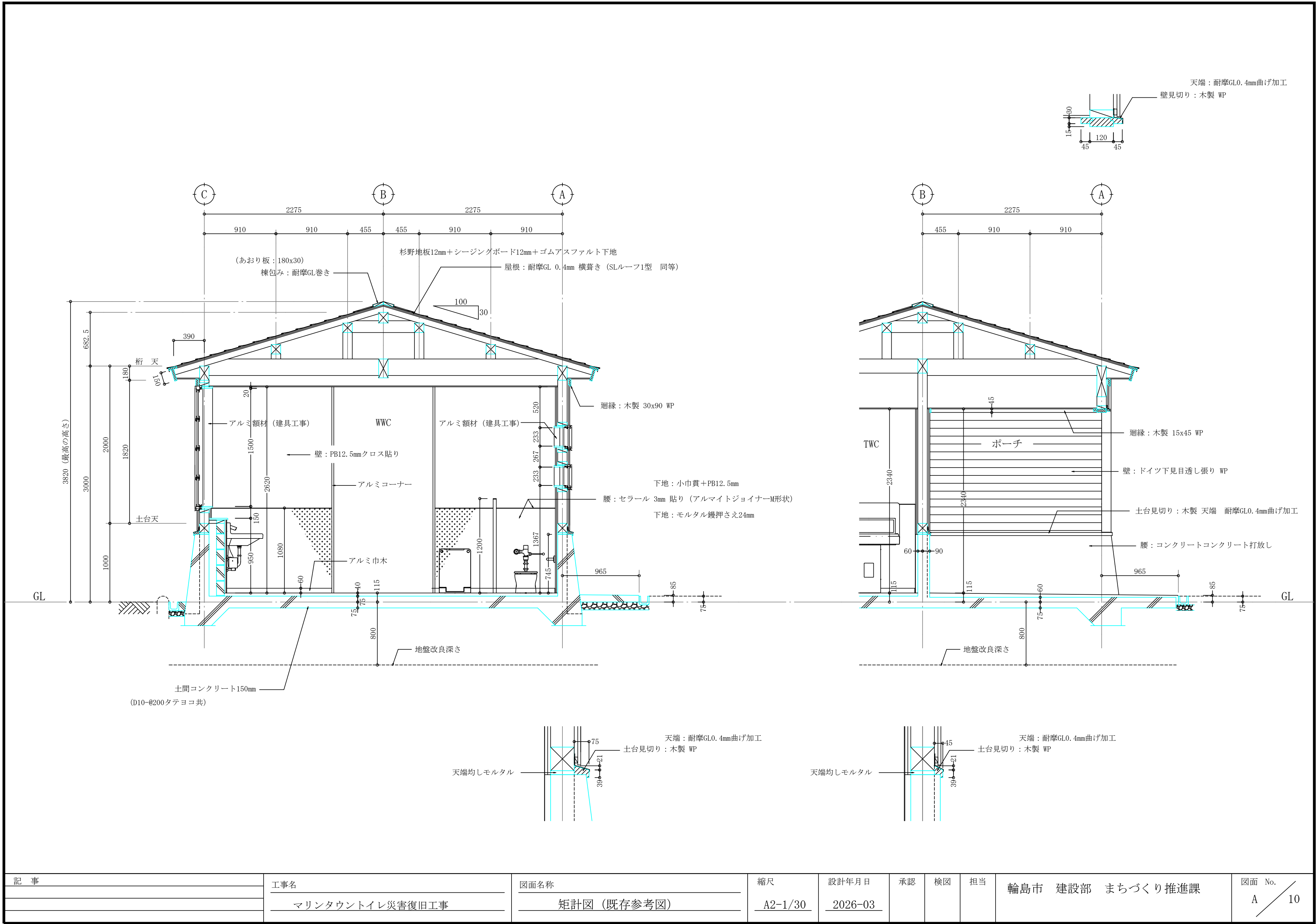
□ 内部 復旧仕様書

[illegible]

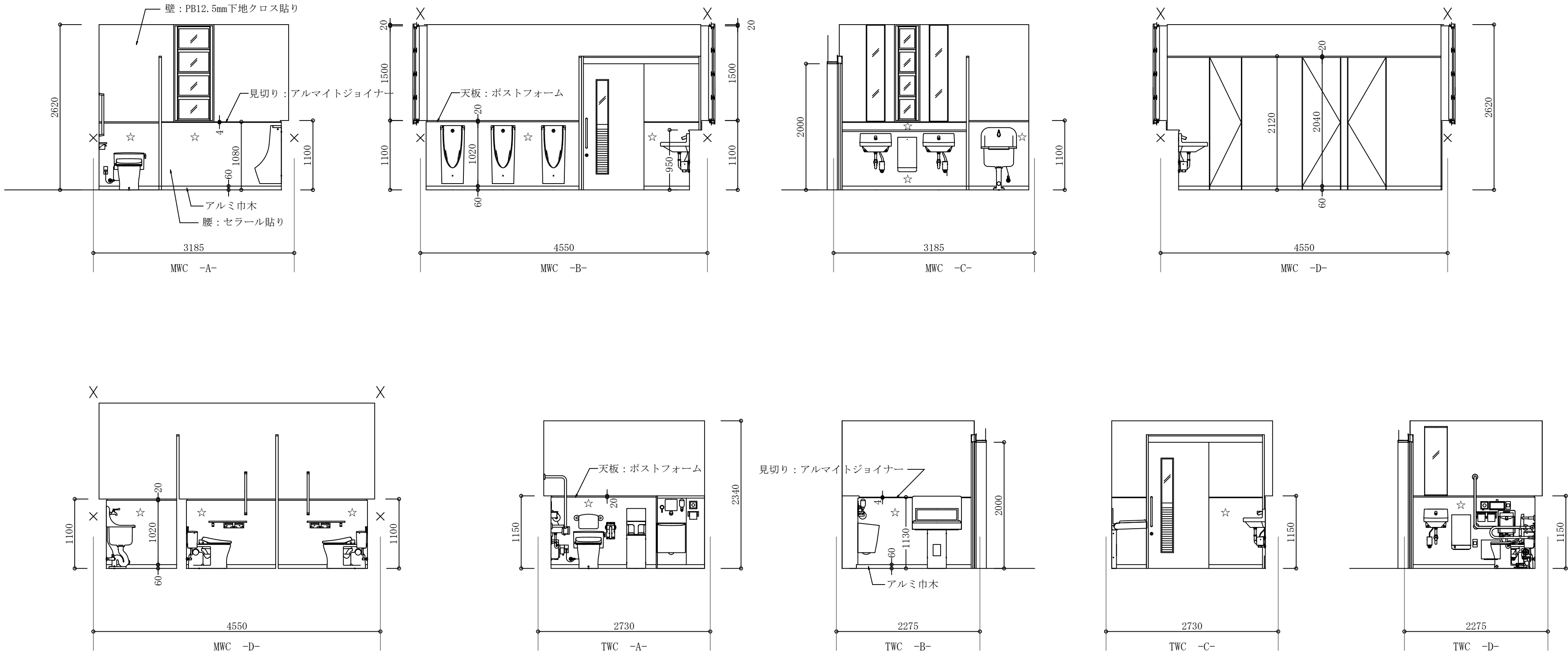
※特記 事項

現況	当該建物	被災による沈下等にて	水平傾斜有	最大	±150mm
薬液注入工法（ 側横浜グラウト ハイブリッド工法 同等にて 傾斜修復を行う事とする。）					

記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 09
	マリンタウントイレ災害復旧工事	仕上表	A2-1/100	2026-03					

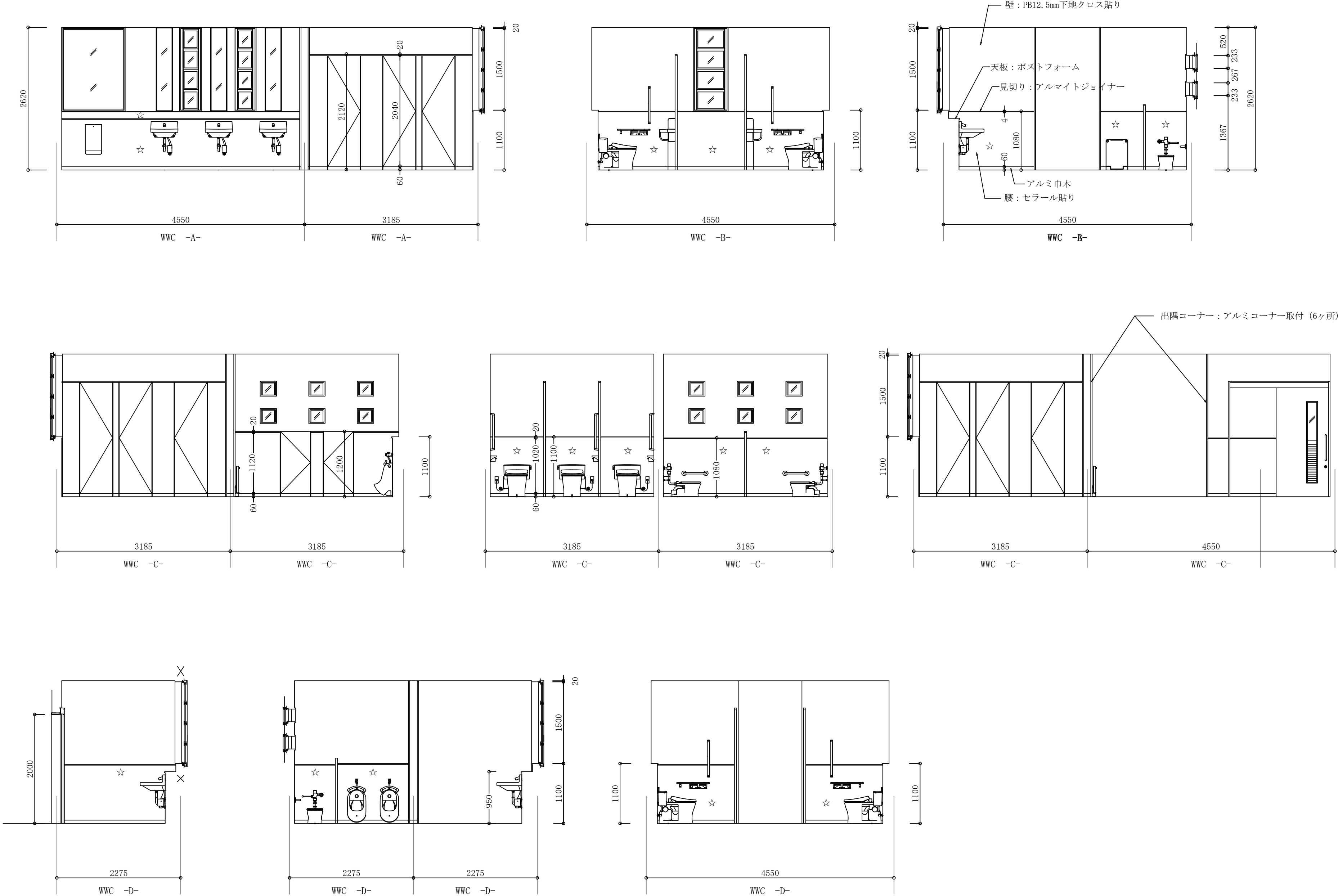


※特記事項：特記無き、内部の壁は全てPB12.5mm下地クロス貼りとする。（展開図共通）
※特記事項：☆部の腰壁はアイカセラール3mm（同等可）貼りとする。（下地は H=745までをモルタル金縷、それより上をPB12.5mm）（展開図共通）

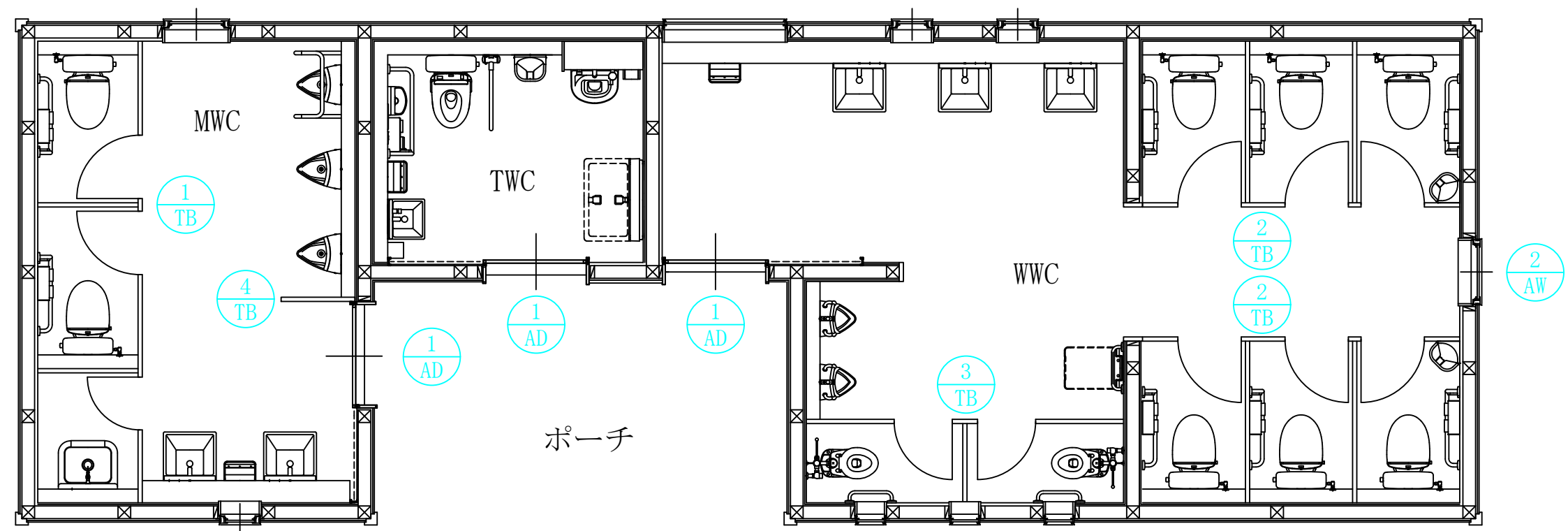


記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 11
	マリンタウントイレ災害復旧工事	展開図-1（既存参考図）	A2-1/50	2026-03					

※特記事項：特記無き、内部の壁は全てPB12.5mm下地クロス貼りとする。（展開図共通）
※特記事項：☆部の腰壁はアイカセラール3mm（同等可）貼りとする。（下地は H=745までをモルタル金縷、それより上をPB12.5mm）（展開図共通）



記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 12
	マリンタウントイレ災害復旧工事	展開図-2（既存参考図）	A2-1/50	2026-03					

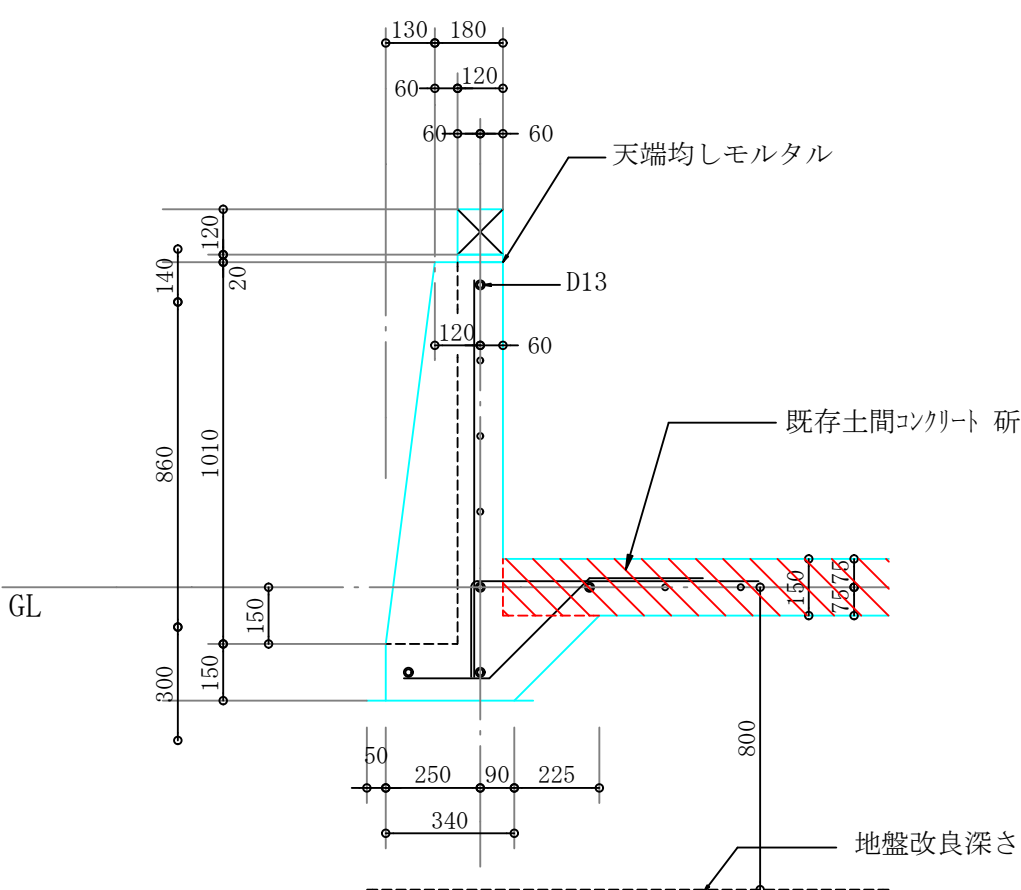
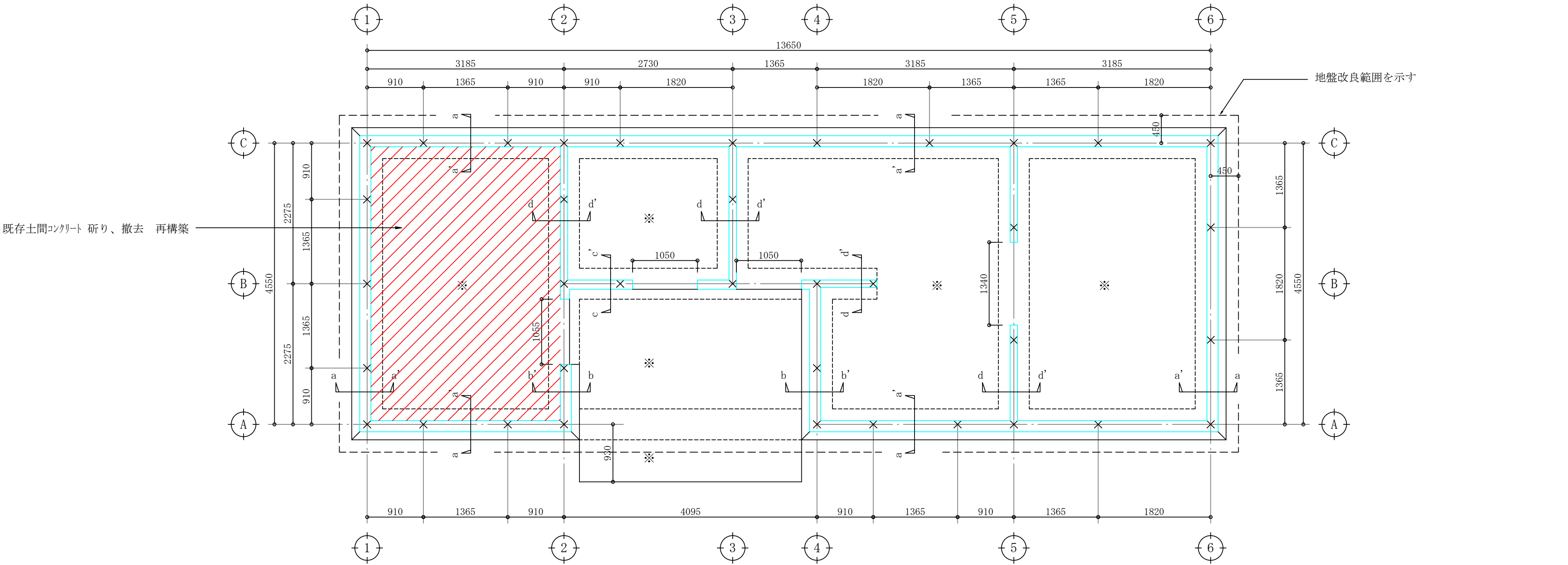


記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 13
	マリンタウントイレ災害復旧工事	建具符号表	A2-1/50	2026-03					

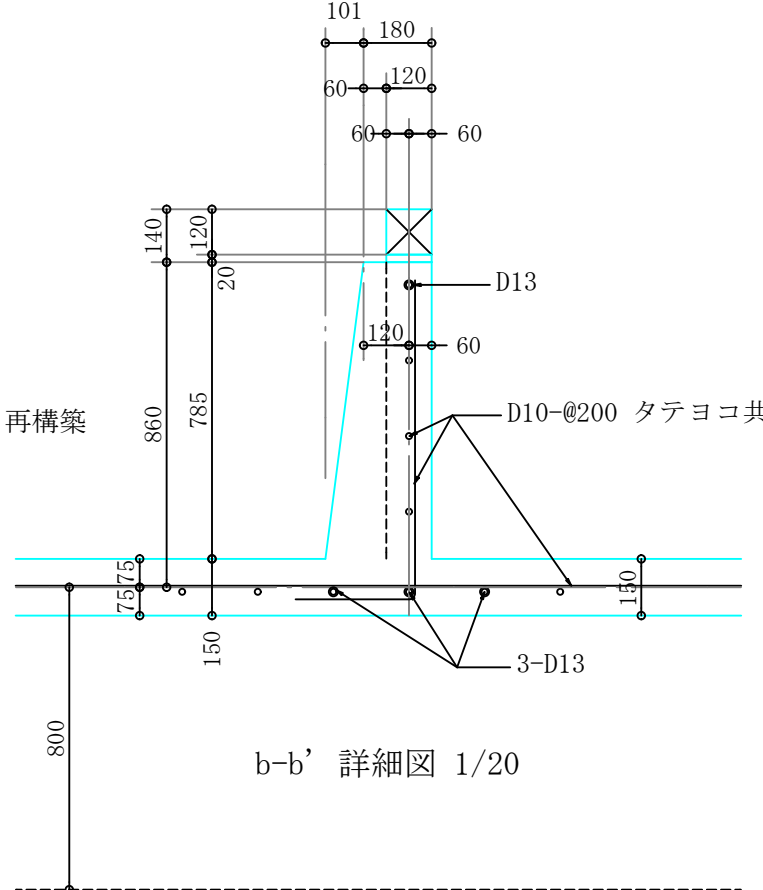
姿 図						
手動、定トルク（自動閉鎖、自動開放式） 可動修繕（ガイド金物等）		フレミングJ 半外	フレミングJ 半外 用 網戸	エイピアJ 半外	フレミングJ 半外	
符 号	AD-1	AW-1	AW-2	AW-3	AW-4	
数 量	3	3	1	6	1	
室 名	WC 出入り口	MWC WWC	WWC	WWC	WWC	
勝 手	片引きハンガードア（内外 三方枠 付き）	オーニング窓	オーニング窓 用 網戸	スクエアFix	Fix	
材 種	アルミ製（扉、枠）	カラーアルミ（プラチナステン）		カラーアルミ（プラチナステン）	カラーアルミ（プラチナステン）	
寸法	W	1850	365	600	260	
	H	2000	1500	1500	233	
見込	70					
硝 子		FL3+A6+FL3		F4+A12+FL3	T4+A12+T4	
金物等	ガイド金物等 取り換え	四方アルミ額縁		四方アルミ額縁	四方アルミ額縁	
金物等		網戸	網戸			
塗 装						

姿 図					
現況トイレブース：取外し 再取付（要 金物 修繕）		現況トイレブース：取外し 再取付（要 金物 修繕）	現況トイレブース：取外し 再取付（要 金物 修繕）	現況トイレブース：取外し 再取付（要 金物 修繕）	現況トイレブース：取外し 再取付（要 金物 修繕）
符 号	TB-1	TB-2	TB-3	TB-4	
数 量	1	2	1	1	
室 名	WWC	WWC	WWC	MWC	
勝 手	トイレブース	トイレブース	幼児用トイレブース	スクリーン	
材 種	メラミン化粧合板フラッシュ（ハニカムコア）	メラミン化粧合板フラッシュ（ハニカムコア）	メラミン化粧合板フラッシュ（ハニカムコア）	メラミンフラッシュ（ハニカムコア）	
寸法	W	図示による	図示による	730	
	H	2120	2120	2120	
見込	38	38	38（扉は20mm）	38	
硝 子					
金 物	アルミ巾木、アルミ笠木、各アルミエッジ（壁面、ドア、クッション材付き召合わせ等）	TB-1に準じる	アルミ巾木、アルミ笠木、各アルミエッジ（壁面等）	アルミ（巾木、笠木、エッジ）	
金 物	表示錠、グレビティヒンジ、他ラバトリー金物（帽子掛け等）	TB-1に準じる	表示錠、グレビティヒンジ（指詰め防止）、他ラバトリー金物		
塗 装					

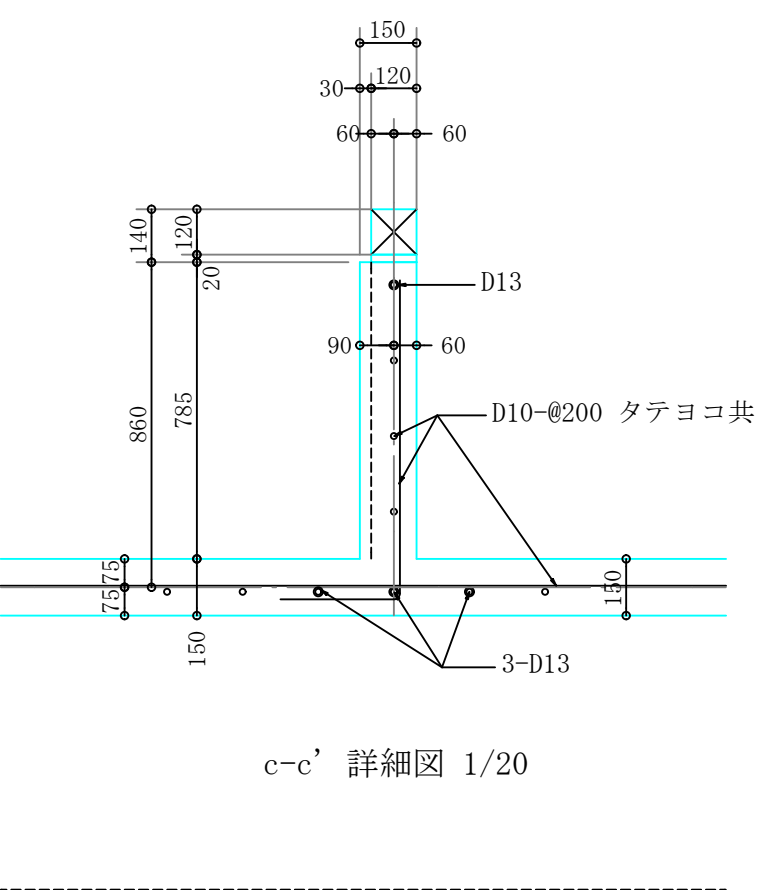
特 記



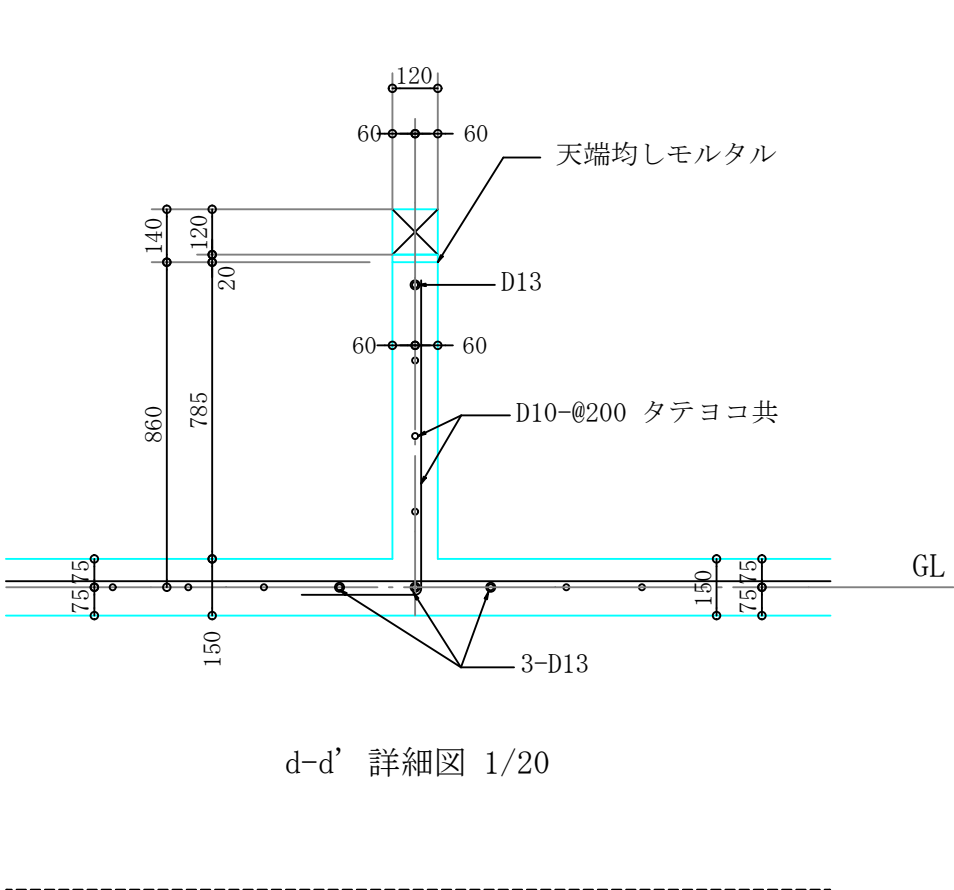
a-a' 詳細図 1/20
(MWC部分)



b-b' 詳細図 1/20



c-c' 詳細図 1/20



d-d' 詳細図 1/20

特記事項			
※	印はコンクリート150mm (D10-@200タテヨコ共)		※ 地盤改良：改良材はセメント系固化剤とし、添加量は100kg／m3とする。
			※ 改良深さ：設計GL-800、改良範囲は図示による
	使用材料	コンクリート - Fc=21 N/mm ² (基礎、土間)	※ 設計基準強度 : Fc=50kN／m ²
	鉄 筋	- SD295A (D16以下)	
	外構土間コンクリート (犬走り等) は配置図参照		

記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. A / 15
	マリンタウントイレ災害復旧工事	基礎伏図	A2-1/50	2026-03					

工事仕様書（機械設備）

I. 工事概要

1. 工事名称

マリンタウントイレ災害復旧工事（機械設備工事）

2. 工事場所

輪島市 マリンタウン 地内

3. 完成期日

令和 年 月 日（余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記を完成日の期限とする。）
指定部分 ・ 無 ・ 有（指定期日：令和 年 月 日） 対象部分（ ）
概成工期 ・ 無 ・ 有（令和 年 月 日）（積算工期： か月）

(1. 2. 1 (6))

4. 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備考
マリンタウントイレ	木造	平屋建て	62.10㎡		

5. 別契約の関連工事

建築工事

電気設備工事

給排水衛生設備工事

空調設備工事

構内交換設備工事

昇降機設備工事

自家発電設備工事

厨房機器設備工事

屋外付帯工事

植栽工事

6. 工事内容

令和6年 能登半島地震により 建物が被災（沈下、傾斜）に伴う 設備配管の破損個所の修復を行う。
上記 被災による建物沈下、傾斜の復旧工事に伴う 設備配管の破損個所の修復を行う。
上記 被災による 給排水引込経路の設備配管の破損個所の修復を行う。

II. 工事仕様

1. 一般仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）最新版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

2. 特記仕様

章は●印の付いたものを、特記事項で選択する項目は・印に○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	① 工事実績情報	請負金額5,000千円以上の工事は工事実績情報登録を行う。 (1. 1. 4)
	● 2 施工体制台帳の作成等	下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 (1. 1. 5 (3))
	③ 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取り合いは、別表－1によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合わせる。 (1. 1. 7)
	④ 工事の記録等	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月 月末ごとに提出する。 (1. 2. 4)
	⑤ 施工条件	・ 新築工事 ○ 改修工事（・ 執務並行改修 ○ 全館無人改修） ・ 工事中車両の駐車場所等は図示による。 ・ ・ (1. 3. 3) (改1. 3. 3)
	⑥ 発生材の処理等	・ ⑤搬しを要するもの（・ ・ 特別管理産業廃棄物（・ 廃石綿（エルボ保温、パッキン） ・ 現場で再利用を図るもの（・ ○ 再資源化を図るもの（○ コンクリート ○ アスファルト ・ 木材 (1. 3. 9 (2)) (改1. 4. 3)
	⑦ 再使用機材	・ 取外し後再使用するものは図示による。

章	項目	特記事項																				
一般事項	8 事前調査	石綿含有分析調査を ・ 行う（図示 箇所） ○ 行わない (改1. 5. 2)																				
	⑨ 養生	1) 既存部分の養生範囲は、図示による。 (改3. 1. 1) 2) 養生の方法及び固定された備品・ロッカー等の移動は、図示による。 (改3. 2. 1)																				
	⑩ 撤去等	1) 回収を要する機器及び配管の内容物 ・ 冷媒 ・ 吸収液 ・ 廃油 (改4. 1. 1 (3)) 2) 石綿の撤去は、図示による。 (改4. 1. 2 (4)) 3) 機器の撤去跡の壁面等の補修は、図示による。 (改4. 2. 4)																				
	⑪ 環境への配慮	1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品「公共工事」等は下記による。また、判断基準を満たすことを確認する。 (1. 4. 1 (1)) ・ 吸収冷水機 ・ 氷蓄熱式空調機器 ・ 送風機 ・ ポンプ ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 ・ 下塗用塗料（重防食） ・ 大便器 ・ 自動洗浄装置及びその組込み小便器 ・ 自動水栓 2) 本工事の建物屋内で使用する揮発性有機化合物を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 (1. 4. 1 (2)) ① JIS又はJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用																				
	⑫ 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。 (1. 4. 2 (1)) ただし、仮設に使用する機材は新品に限らない。 2) 機器類の能力、容量等は図示された数値以上とする。 3) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として図示された数値以下とする。 4) 下表に示す機材等の製造者等は次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する評価の書面を提出して、監督員の承諾を受ける。ただし、製造者等が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）等に記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。																				
	⑬ 一級技能士の適用	<table><tr><th colspan="4">機材名称</th></tr><tr><td>ボイラー</td><td>空調調和機</td><td>ポンプ類</td><td>タンク</td></tr><tr><td>温水発生機</td><td>空気清浄装置</td><td>ダクト付属品</td><td>消火装置</td></tr><tr><td>冷凍機</td><td>全熱交換器</td><td>自動制御</td><td>厨房機器</td></tr><tr><td>冷却塔</td><td>送風機類</td><td>衛生器具ユニット</td><td>鉄鋳製ふた</td></tr></table> ○ 配管(建築配管) ・ 建築板金(ダクト製作及び取付け) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事) ・ 厨房設備施工（厨房機器据付け及び整備） ・ 冷凍空調調和機器施工(冷凍機、パッケージ形空調調和機据付け、整備及び冷媒配管) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 (1. 5. 7) 建築物の室内空気中の濃度測定を ・ 行う ・ 行わない (1. 5. 8) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。 (1. 6. 2)	機材名称				ボイラー	空調調和機	ポンプ類	タンク	温水発生機	空気清浄装置	ダクト付属品	消火装置	冷凍機	全熱交換器	自動制御	厨房機器	冷却塔	送風機類	衛生器具ユニット	鉄鋳製ふた
	機材名称																					
	ボイラー	空調調和機	ポンプ類	タンク																		
	温水発生機	空気清浄装置	ダクト付属品	消火装置																		
	冷凍機	全熱交換器	自動制御	厨房機器																		
	冷却塔	送風機類	衛生器具ユニット	鉄鋳製ふた																		
	⑭ 完成図	原図及び製本（等倍 1 部、③縮小 2 部）提出する。 (1. 7. 2)																				
18 保全に関する資料	保全に関する資料は次のとおり、 2 部提出する。 (1. 7. 3) ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書(主要機器一覧表とも) ③機器性能試験成績書（総合試運転調整報告書とも） ④官公署届出書類 ※「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き 手引きのダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.htm 内部及び外部足場の種別は、図示による。防護シート等の養生は図示による。 (改2. 2. 1)																					
19 足場類	○ 既存施設に量水器等を設けて使用できる（有償） ・ 水道局引込み等 (改2. 2. 2)																					
⑯ 工事用水等	○ 既存施設に量水器等を設けて使用できる（有償） ・ 水道局引込み等 (改2. 2. 2)																					
21 仮設間仕切・扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示による。 (改2. 2. 3)																					
● 共通事項	① 総合試運転調整 下記の項目の測定報告書(測定箇所は監督員の指示による)を提出する。 (1. 3. 3) ・ 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 振動の測定 ・ 飲料水の水質測定（・ 11項目 箇所 ・ 16項目 箇所） ・ 雑用水の水質測定（建築物環境衛生管理基準による。）																					

●

② 配管等

3 防凍保温

4 塗装

⑤ 吊り及び支持金物の防錆

6 監督員事務所等

7 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）

⑧ 工事現場の表示板

⑨ 埋め戻し土

⑩ 建設発生土の処理

⑪ はつり

⑫ あと施工アンカー

13 県内産材料

14 材料検査

⑮ 工事写真等の記録

1 仕切弁はJIS又はJV（・ 5K ・ 10K（水道直結等の図示部分））とする。

(2. 2. 1)

2) 絶縁継手の取付け箇所は、図示による。

(2. 2. 12)

3) 建物導入部の変位吸収方法は次による。ただし、排水及び通気配管を除く。

(2. 4. 1 (3))

標準図（・ (a)フレキシブルジョイント ・ (b) ・ (c)）による。

(2. 5. 7 (1))

4) 呼び径60Su以下のステンレス鋼管は、（・ プレス ・ 拡張 ・ ）接合とする。

(2. 5. 10 (2))

5) ポリエチレン管の接合方法は、（・ 電気融着 ・ メカニカル）とする。

(2. 5. 12 (㍿))

6) 溶接部の非破壊検査を ・ 行う ・ 行わない

(2. 5. 15. 12 (㍿))

7) 地中埋設機の設置箇所は、図示による。

(2. 7. 1 (8))

8) 埋設表示用テープ（倍折）を土被り150mm程度の深さに埋設する。

(2. 7. 1 (9))

9) 埋設深さは、図示が無い場合、車両道路（・ 60cm ・ ）、その他（・ 30cm ・ ）以上とする。

(2. 7. 2)

屋外露出部(給水管、消火管、膨張管、冷水管、弁類を含む)は 防凍保温を行い、保温材の厚さは配管の呼び径25mm以下のものは50mm以上、それ以外は40mm以上とする。

(3. 1. 6)

下記の垂鉛めつきを施した露出ダクト及び露出配管は、塗装を行わない。

(3. 2. 1. 1)

・ 機械室（エレベーター機械室） ・ 電気室（自家発電室） ・ 倉庫 ・

多湿トレンチ内等の吊り金物、支持金物類は溶融亜鉛めつき処理又はステンレス鋼製とする。

(3. 2. 2. 1)

1) 監督員事務所を ※ 設けない ・ 設ける[・ 1号（10㎡程度） ・ 2号(20㎡程度)]

(4. 1. 1 (4))

2) 監督員事務所に設ける備品等
・ 保護帽 ・ 墜落制止用器具 ・ 長靴 ・ 合羽 ・ 机 ・ 椅子
・ 懐中電灯 ・ 書棚 ・ 黒板 ・ 寒暖計 ・
3) 設計図を工事監理用に製本（等倍 1 部、A3縮小 2 部）し、監督員事務所等に置く。
・ 快適トイレを設置する ・ 快適トイレを設置しない（別途工事で設置等）
※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる
快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
工事現場には、下記表示板を設置する。（記入例）

(4. 1. 1 (㍿))

上段の地色は白色		90cm 60cm ～75cm	
文字は青色			
下段の地色は青色			
文字は白色			

設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。
工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。

(4. 2. 1 (㍿))

※ 根切り土の中の良い質土（ただし、管の周囲は山砂） ・ 山砂

・ 現場内で処理
・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し
○ 場外搬出適正処理（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。）
※ 指定（想定）搬出先 受入場所：
受入時間帯： 時 分～ 時 分
仮置き等：

① はつり

② 施工後確認試験（引張試験）を ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない

(改5. 2. 3)

石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第6条の2第7項により、調達する工事材料は石川県産するように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。
請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。
・ 熱源機器 ・ 空調機器 ・ ポンプ類 ・ ダクト及び付属品 ・ 衛生器具
・ タンク類 ・ 消火機器 ・ 合併処理槽 ・ 厨房機器
・ ・
1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（最新版）」による。

工事名

マリンタウントイレ災害復旧工事

番号

M-01

図面名

機械設備工事仕様書-1

縮尺

A2-1/100

設計

輪島市 建設部 まちづくり推進課

最終改訂 R7. 10. 1

機械1

●

共

通

事

項

2) 請負契約約款第 1 4 条第 3 項に定める工事写真は次のとおり。
・ 地中埋設配管部
・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部
・ 塗装工程
・ 保温工程
・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所
・ 躯体スリーブ

3) 区分による規格、枚数、部数は次による。

区 分	大きさ(mm)	撮 影 枚 数	部 数	備 考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	1 部	工事期間中は現場事務所にて整理保管し、
工事中	85×115程度	監督員の指示による	1 部	工事完成時に提出する。
完成時	100×148程度	監督員の指示による	1 部	A 4 用紙に整理したもの

4) 完成写真の撮影は、次による。
・ 建築写真撮影業者 ※ 建築写真撮影業者以外

5) 写真は A 4 用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。

6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。

16 部分払いの対象
工事材料

17 火災保険等

18 耐震施工

請負契約約款第 3 7 条第 1 項に定める部分払の対象とする工事材料は次のとおり。
・ 機器
・ 器具
・ 配管
・
請負契約約款第 4 9 条に定める火災保険等は次のとおり。（加入期間は着工日より引渡日まで）
※ 組立保険
・ 建設工事保険

次に示す事項を除き、すべて独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針 2 0 1 4 年版」による。
(3-2. 1. 1 (5))

1) 機器の設計用標準水平震度及び耐震クラスは図示による。図示がなければ次による。

設置場所	耐震安全性の分類（重要機器、一般機器共通）	
	特定の施設	一般の施設
	・ 耐震クラス S	・ 耐震クラス A
上層階、屋上及び塔屋	2. 0	1. 5 < 2. 0 >
中間階	1. 5	1. 0 < 1. 5 >
一階及び地下階	1. 0（1. 5）	1. 0

注1 設置場所の区分は、機器等を支持する床部分により適用し、天井面（上階床）より支持する機器等は直上階を適用する。

注2 上層階は、2～6 階建の場合は最上階、7～9 階建の場合は上層 2 階、10～12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

注3（ ）内の値は水槽類（受水槽、高置水槽、消火関係水槽、オイルタンク等）、< > 内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置を介して設置される機器）に適用する。

2) 地域係数は 1. 0 とする。

3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の 1／2 とし水平地震力と同時に働くものとする。

4) 1 kN 以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

⑨ 名札の義務

請負金額 1 0, 0 0 0 千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。

20 退職金共済制度

21 過積載等の防止

1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。

2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。

3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。

4) 取引関係のあるダンパー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正常態を解消する措置を講ずる。

5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。

6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 4 2 年 8 月 2 日法律第 1 3 1 号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。

7) 1) から 6) につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。

22 景観への配慮

本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。
・ 重点事業
・ 一般事業

23 総合評価方式における技術提案

「石川県建設工事総合評価方式実行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

24 電子納品

※ 行う（「電子納品仕様書」による。）
・ 行わない
電子納品仕様書
1 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称
営繕工事電子納品要領（令和 3 年改定）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和 4 年改定）

基準・要領類のダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

章		項	目	特 記 事 項					
●	共通事項	25	公共事業労務費調査の協力	2 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ又はＢＤ－Ｒで１部納品する。 3 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。 工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする。 ② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 ④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。					
				26	事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）			
○	空気	1	煙道	ばい煙濃度計取付座、ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口は図示による。（1.1.2）					
			2	冷媒	パッケージ形空調機等の冷媒の種類は、図示による。（1.7.5.15）				
			3	ダクト	1) 低圧ダクト ・ アングルフランジ工法 ・ スパイラルダクト （1.14.3.1～2） ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ ） 2) 高圧ダクトの適用範囲は図示による。				
			4	チャンパー	3) 厨房用長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書の１ランク厚いものを使用する。（1.14.3.5） 消音内貼りを施すチャンパーは、図示による。（1.14.6.(1)）				
			5	風量測定口	取り付け位置は、図示による。（2.2.5.5）				
			6	基礎	防振基礎は、図示による。（2.1.1(3)）				
			7	配管材料	1) 冷温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) ・ （2-2.1.2.1） 2) 冷却水管 ・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB) ・ 3) 蒸気管 給気管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒) ※ 配管用炭素鋼鋼管(黒) (2-2.1.2.2) 還管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒) ・ 4) 油管 屋内 ・ 配管用炭素鋼鋼管(黒) 地中 ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PE1H)) 屋外露出、暗渠 ・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV) 5) 冷媒配管 ※ 断熱材被覆鋼管 ・ 銅管 (2-2.1.2.4) 6) 空調用ドレン管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) (2-2.1.2.6) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)(屋外露出を除く) 7) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は配管用炭素鋼鋼管(白)とする。 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。（2-2.2.7.1）				
			8	伸縮管継手					
			9	瞬間流量計	・ 着脱形 ・ 固定形 を設ける。（2-2.3.8）				
			10	保温	1) 廻りダクト（ＲＡダクト）の保温範囲は図示による。（2-3.1.4） 2) 外気取入れダクト（ＯＡダクト）の保温範囲は図示による。 3) 外壁１ｍ以内のダクト及び多湿箇所（図示の範囲）のダクトは保温（25mm厚）を行う。 4) 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、温水管の項による。 5) 建物内の空気抜き管の保温は、温水管の項による。 6) 冷媒管の保温外装は次表による。 <table><tr><td>屋内露出</td><td>・ 合成樹脂製カバー</td><td>・ 保温化粧ケース</td></tr><tr><td>屋外露出</td><td>・ ステンレス鋼板</td><td>・ 保温化粧ケース</td></tr></table>		屋内露出	・ 合成樹脂製カバー	・ 保温化粧ケース
屋内露出	・ 合成樹脂製カバー	・ 保温化粧ケース							
屋外露出	・ ステンレス鋼板	・ 保温化粧ケース							
●	給排水衛生設備	11	冷媒(フロン類)の回収	1) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン排出抑制法」の対象となっている機器 (改2.4.3) ・ 「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写しを提出する。 ・ 「フロン類引取証明書」を提出する。 2) 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・ 「特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサクル券)」の写しを提出する。					
			1	システム構成	図示による。（1.1.1(2)）				
○	自動制御設備	2	電源装置	無停電電源装置は、図示による。（1.4.2.9） (1.5.1)(2.3.1)					
			3	電気計装用配線	原則、配線はＥＭケーブル等とし、天井隠ぺい部は、図示がなければケーブル配線とする。				
●	給排水衛生設備	①	水栓	水抜栓を使用する系統の水栓は、固定こま式とする。台所流し用水栓は泡沫式とする。（1.1.6）					
			②	量水器	1) ・ 親メーター(・ 貸与品 ・ 買取) ・ 子メーター(・ 買取 ・) (2-2.2.16) 2) 量水器掛 ・ 水道事業者指定品(・ 貸与品 ・ 買取) ・ 標準図 MC 形 (1.8.4) 水中ケーブルの長さは、図示による。（1.2.7）				
			3	汚水用 水中ポンプ					
			4	タンクの保温	ステンレス鋼板製タンクの保温を ・ 行う ・ 行わない (1.4.2.4)(1.4.2.5)				

章	項	目	特記事項		
給排水衛生設備	5	緊急遮断弁装置	受水槽、高架水槽に設ける緊急遮断弁装置は、図示による。(2-2.2.22)		
	⑥	配管材料	1) 給水管 一般 ・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB) ・ ステンレス鋼鋼管 (2-2.1.2.5) ・ 厨房、浴室等のシンダー内配管はポリ粉体ライニング鋼管(PD) 地中 ・ ポリ粉体ライニング鋼管(PD) ・ ステンレス鋼鋼管 ・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) ・ 水道用ポリエチレン管 引込管（直結部分）は水道事業者指定のものとし、図示による。加入負担金は別途 2) 給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。） ・ 鋼管（壁又は床埋設は、被覆鋼管又は保温付被覆鋼管としてもよい。） ・ ステンレス鋼鋼管 ・ 耐熱性塩化ビニルライニング鋼管 3) 消火管 一般 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) 地中 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS) 4) 排水管 屋内 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層管(VP) (2-2.1.2.6) ・ リサイクル発泡三層管(RF-VP) ・ 耐火二層管(RF-VP) 屋外 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 圧送 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 水配管用垂鉛めっき鋼管 5) 通気管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層管(VP) ・ リサイクル発泡三層管(RF-VP) ・ 耐火二層管(RF-VP)		
	⑦	洗面器等の排水	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。(2-2.4.8)		
	8	満水試験継手	取付け位置は、図示による。(2-2.9.4)		
	ガス設備	1	配管材料	1) 屋内 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) (2.1.1)(3.1.1) 2) 地中 ・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PEIH)) ・ ガス用ポリエチレン管 3) 屋外露出、暗渠 ・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) 2) メーター ・ 親メーター(・ 貸与品 ・) ・ 子メーター(・ 買取 ・) (2.1.7)(3.1.3.4) 3) ガス漏れ警報器 ・ 本工事（図示による） ・ 別途工事 (2.1.3)(3.1.3.6) 4) その他	
		ガス遮断装置、漏洩検知装置、電気防食措置、ポンベの転倒防止措置は、図示による。			
		○	浄化槽設備	1) 配管材料等 1) マンホールふた ・ ボルトロック式 ・ メーカー標準ロック式 (2.1.27) 2) 管材や弁類は、図示による。(2.1.30) 2) 山留め 山留め壁 ・ 要（図示による。） ・ 不要 (2.2.1(ウ)) 3) 維持管理	
		工事引渡後6ヶ月間は受注者が維持管理を行い、7条検査を受検し、その報告を行う。(2.2.2)			

(別表－1) 他工事との取り扱い

工 事 内 容			機械	電気	建築	備 考
開口部	はり、床、壁の貫通部（RC造）	スリーブ、仮枠、穴理共	●			S造は建築
		補 強 筋			●	建築図面に図示
	天井、壁の切り込み	ボ ー ド 類 切 込 み	●			
		下 地 補 強			●	建築図面に図示
外部取付ガ拉里（ダクト、チャンパの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
レンジフードファン、フード（取付枠共）及び流し台（排水トラップ共）					●	
洗面所、手洗所等の大型鏡、はめ型洗面器用カウンター及び身障者用手すり					●	
下流し、足洗い場及び玄関の排水			●			
床、天井、壁の点検口及び床下水槽のマンホール蓋					●	建築図面に図示
屋内外設備（受水槽、ポンプ等）の基礎					●	建築図面に図示
屋上設備の基礎					●	建築図面に図示
地下油タンク室等のコンクリート工事					●	建築図面に図示
油サービスタンの防油堤					●	
ボイラーの煙突及びプロパンボンベ庫（既製のものは機械）					●	
実験台（陶器製流し、化学水栓、ガス栓及びコンセント共付属品を含む）					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
電	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			二次側
気	機器付属の制御盤への電源供給の配管配線			●		一次側
配	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
線	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線			●		

工事名	番号
マリンタウントイレ災害復旧工事	M-
図面名	縮尺
機械設備工事仕様書-2	A2
設 計	

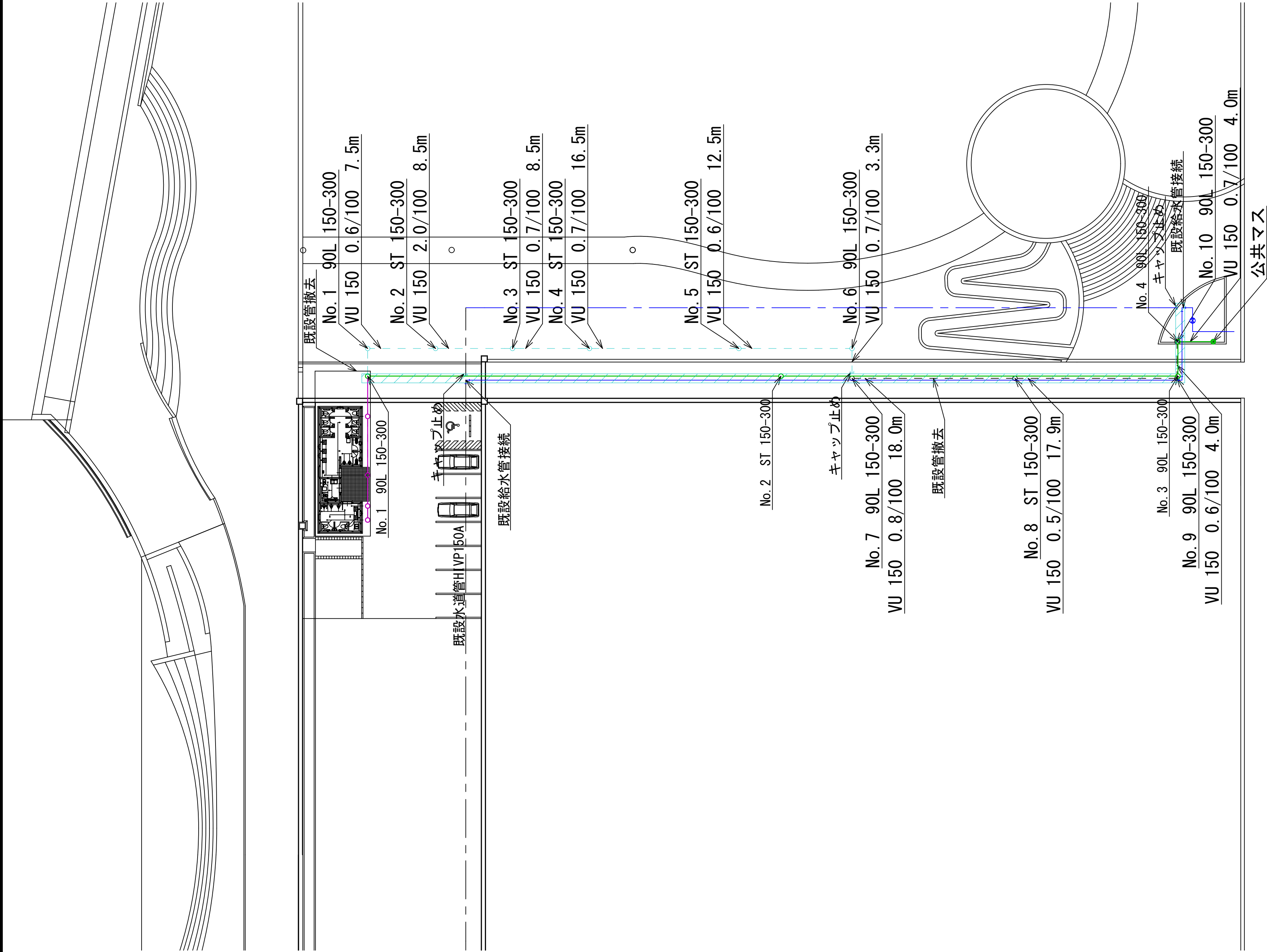
最終改訂 R7.10.1

輪島市 建設部 まちづくり推進課

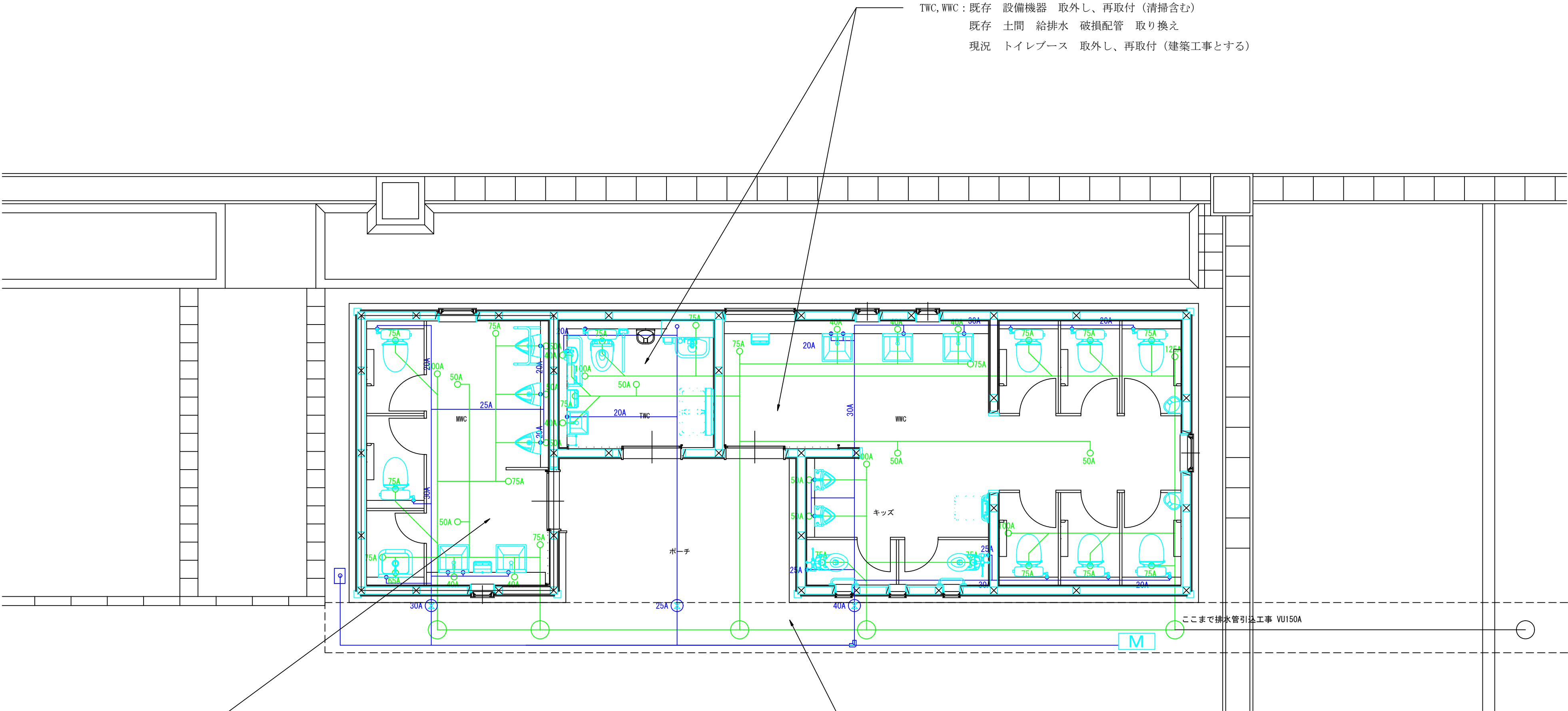
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
●その他	① いしかわ週休 2日工事	工事現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」（以下、「週休2日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休2日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休2日工事 実施要領」を参照すること。 （１）当初設計において、週単位の週休2日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得〔計画〕表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日（4週8休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休2日（4週8休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。			
	2 余裕期間制度 試行工事	1）適用 ・ 対象 ※ 対象外 2）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （１０）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限） 契約締結日から起算して〇ヶ月以内			
	③ イメージアップ 看板	・ 設置する ・ 設置しない（別途工事で設置等） ※ 監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大） H1400×W1100 未来への扉「石川をつくる」 みんなでつくろう石川 野立型（小） H1400×W550 未来への扉 「石川をつくる」 みんなで つくろう 石川 壁掛型 H750×W900 未来への扉「石川をつくる」 みんなであつくろう石川 （注）看板のデザインは監督員に確認すること			
	4 情報共有 システム	石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html ・ 利用する（発注者指定型） ※ 現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）			

工事名	番号
マリンタウントイレ災害復旧工事	M-03
図面名	縮尺
機械設備工事仕様書-3	A2-1/100
設 計	
輪島市 建設部 まちづくり推進課	

最終改訂 R7. 10. 1



記事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. M / 04
	マリンタウントイレ災害復旧工事	配管改修図-1	1/300	2026-03					



TWC, WWC : 既存 設備機器 取外し、再取付 (清掃含む)
既存 土間 給排水 破損配管 取り換え
現況 トイレブース 取外し、再取付 (建築工事とする)

MWC : 既存 設備機器 取外し、再取付 (清掃含む)
既存 土間 給排水 破損配管 取り換え
既存 土間 給排水 破損配管 取り換え
現況 土間コンクリート 厚190 (150+40) 研り、撤去 配管改修後 再構築 (建築工事とする)
現況 トイレブース 取外し、再取付 (建築工事とする)

外部 : 既存 土間 給排水 破損配管 取り換え
現況 土間コンクリート 厚100 研り、撤去 配管改修後 再構築 (建築工事とする)

記 事	工事名	図面名称	縮尺	設計年月日	承認	検図	担当	輪島市 建設部 まちづくり推進課	図面 No. M / 05
	マリンタウントイレ災害復旧工事	既存配管改修図-2	1/50	2026-03					

室名	品名	仕様	個数	備考	室名	品名	仕様	個数	備考
MWC	洗面所部分								
	壁掛洗面器	LSW130AP1（壁掛けハイバック洗面器、自動単水栓発電、Pトラップ、他）	2	TOTO（以下、特記無きは標準色）	TWC	大便器周囲			
	ハンドドライヤー					洋便器	CFS497BLC 一式（フラッシュタンク式便器）	1	TOTO
	横水栓	キー式、カップリング（掃除用）	1	TOTO		フランジ	HP430-7（75mm塩ビ管）	1	TOTO
	化粧鏡					リモコン	HE30J，HM10J（リモコン便器洗浄ユニット、壁面取付部材）	1	TOTO
						便座	TCF4721 V81（洗浄便座）	1	TOTO
	掃除用具庫部分					取付部材	TCA88（ボックス組品）	1	TOTO
	掃除用流し	SK22A（給水栓、給水ホース、排水金具、他標準セット一式）	1	TOTO		手洗器	LSE570AP（手洗器、自動水栓一式）	1	TOTO
						手摺	T112HK7（可動式手摺）	1	TOTO
	小便所部分					手摺	T112CL11（手摺）	1	TOTO
	壁掛小便器	UFS900W（自動洗浄、自己発電、）（壁面取付金具、バックハンガー等）	3	TOTO		背もたれ	EWC283CR（ハードタイプ）	1	TOTO
	壁掛フック	YKH22	2	TOTO		紙巻器	YH702（棚付二連紙巻器）	1	TOTO
	手摺	T112CU2（小便器用）	1	TOTO		ボックス	YKB104（チャームボックス）	1	TOTO
						洗面器周囲			
	大便所部分					洗面器	LSW120AP1（自動単水栓発電タイプ）	1	TOTO
	洋便器	CFS497BC（パブリックコンパクト便器、フラッシュタンク式、他）	2	TOTO					
	便座	TCF5523（洗浄便座 PS2n）	2	TOTO					
	紙巻器	YHB61FLC（紙巻器＋手摺）	2	TOTO		化粧鏡			
						ハンドドライヤー			
								1	TOTO
						オストメイト等			
						オストメイト	UAS73LSB（オストメイト対応トイレバック）	1	TOTO
						側板	UTR138S	1	TOTO
WWC	洗面所部分					アクセサリー等			
	壁掛洗面器	LSW130AP1（壁掛けハイバック洗面器、自動単水栓発電、Pトラップ、他）	3	TOTO		ベビーシート	YKA25（収納式）	1	TOTO
	ハンドドライヤー					ベビーチェア			
	横水栓	キー式、カップリング（掃除用）	1	TOTO					
	化粧鏡					壁掛フック	YKH22	1	TOTO
	大便所部分								
	洋便器	CFS497BC（パブリックコンパクト便器、フラッシュタンク式、他）	6	TOTO	外部	散水栓	T27CNH13（SUSボックス共）	1	TOTO
	便座	TCF5523（洗浄便座 PS2n）	6	TOTO					
	紙巻器	YHB61FLC（紙巻器＋手摺）	6	TOTO					
	ベビーチェア	YKA16（コーナー設置タイプ）	2	TOTO					
	幼児小便所部分								
	壁掛小便器	U310GYセット（フラッシュバルブ、フランジ、バックハンガー、他）	2	TOTO					
	フィッティング								
	手摺	YYB10（他用途手摺）	1	TOTO					
	幼児大便所部分								
	洋便器	CS300Bセット（フラッシュバルブ、暖房便座、スパッド、ホルダー、他）	2	TOTO					
	紙巻器	YH702	2	TOTO					
	手摺	YYB10（他用途手摺）	2	TOTO					